

2025年12月4日

お客様各位

中央労働金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みについて

現在、国内での還付金詐欺や架空請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺による暗号資産交換業者や資金移動業者宛ての送金被害等が多発しております。

こうした情勢を踏まえ、当金庫においては、お客様保護および不正送金防止の観点から、振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者および資金移動業者宛てのお振込みについてお断りをさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

対象となるお客様にはご不便をお掛けしますが、お客様の大切な資産をお守りするための対応ですでの、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上